

国勢調査令の一部を改正する政令の概要

1 改正の背景

国勢調査は、日本国内に居住する全ての人及び世帯の実態に関する統計（国勢統計）を作成し、国及び都道府県・市町村における各種行政施策の立案・実施その他の基礎資料とするものである。

令和2年国勢調査を円滑かつ正確に実施するため、統計委員会の答申を踏まえ、調査事項や調査期間を見直すこととし、これに伴う改正を行う。

2 改正の概要

① 調査事項の削除

「住宅の床面積」は、約370万の住戸を対象にした「住宅・土地統計調査」においても調査しており、同調査の結果による代替が可能と考えられること等から、世帯の報告負担の軽減を図るため、調査事項から削除する。

② 調査期間の変更

調査は、調査年の9月14日から10月20日までの期間内において行うこととする。

なお、調査員による調査票及びインターネット回答用の識別符号の配布は9月14日から行い、世帯からのインターネット回答は9月14日から、調査票の提出（調査員への提出又は郵送での提出）は10月1日から受け付けることとする。

③ その他所要の改正を行う。

3 今後の予定

公布日 令和2年3月18日

施行日 令和2年4月1日